

## <生徒出場旅費申請について注意とお願い>

- 「生徒出場旅費」を申請する場合、中総体・新人大会ともに、全ての大会（市大会 県大会 九州大会 全国大会）において「領収書」が必要です。
- また、「生徒出場旅費」は全額支給を約束されるものではなく、予算の範囲内であくまでも「補助」であるという認識をお願いします
- その他の注意点
  - (1) 領収書がない場合は、いかなる理由があろうとも原則として生徒出場旅費は支給されません。教職員・保護者・選手生徒に周知を徹底し、領収書を必ずもらうようにしてください。
  - (2) 領収書は、原本に限ります。（コピーは不可。）
  - (3) 領収書は、その内訳が明記してあるものに限ります。  
例) 宿泊代（1泊2食付6,000円×○泊×○名）として
  - (4) 市大会で、路線バス・鉄道を利用した場合の領収書については、（様式3）右下の、「学校長の証明」を持って領収書とみなします。
  - (5) 県大会、九州大会、全国大会で、新幹線や鉄道割引切符等利用時は領収証を添付してください。  
ただし、新幹線等を利用後に会場まで路線バスや鉄道を利用した場合の領収書については、（様式4）中段の「学校長の証明」を持って領収書とみなします。
  - (6) 中総体「県大会」「九州大会」「全国大会」新人大会「県大会」の「大会参加料」は旅費同様に支給対象となります。ただし、大会参加費と同時に、パンフレット代・ゼッケン代が徴収される競技がありますが、パンフレット代・ゼッケン代は支給の対象となりません。また、大会中の昼食代は支給の対象となりません。
  - (7) 旅費交付申請書、報告書等の申請書類は提出期限の順守をお願いします。提出期限を過ぎると原則として旅費の支給ができませんのでご注意ください。
  - (8) 貸切バスの利用は認められます。ただし、その際も公共交通機関を利用した場合の金額を調べてください。  
旅費の支給は、貸切バスの金額と公共交通機関を利用した場合の金額を比較して、最も経済的な金額のほうで支給されます。
  - (9) 徒歩、自転車、保護者の自家用車による移動については、旅費の請求はできません。  
（※教職員は生徒を同乗させることができないため、旅費の支給対象とはなり得ません。）
  - (10) 九州・全国大会について
    - ① 開会式参加のための前泊について  
九州・全国大会要項には、開会式への参加の義務が明記されている場合があります。距離的（会場周辺の交通状況にもよる）にも開会式の前日に宿泊しないと参加が厳しい場合には、「開会式1泊+大会出場1日につき1泊を限度」として支給対象とされます。（事前に事務局長へご相談ください。）
    - ② 現地交通費について  
旅費支給規程では、「出発地（学校）→競技会場→出発地（学校）」が支給対象と規定されています。そのため、宿泊を伴った場合の「宿泊地→競技会場→宿泊地」などの現地交通費については、支給対象となりません。（これまでも支給されていない。）
    - ③ 天候不良（台風）による前泊や延泊について  
台風により出発予定日より前日入りや現地で延泊が発生する場合は、状況を調査し、事務局長に相談してください。
    - ④ 競技終了時間（閉会式を含む）による延泊について  
閉会式への参加の義務が生じ、会場から駅・空港が遠く、予約していた予定の交通機関に乗車船できなかった場合。→ 状況を調査し事務局長と協議してください。
  - (11) 最も経済的に乗車船した場合の金額について  
「最も経済的に・・・」の算出には2枚・4枚切符、学割、団体割引など、割引を利用した額が適用されます。